

市町村名	岡山市
担当部署	市民協働企画総務課 おかやまぐらし推進室
連絡先	086-803-1335
移住サイト 又はHP	https://okayama-life.jp/

区 分	名 称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	岡山市移住サポート補助金賃貸住宅家賃サポート	民間の賃貸物件を活用し、県外から岡山市へ移住・定住を希望される方、二地域居住をされる方を対象として、お試し住宅を利用する費用の一部を補助 ○対象者 ・令和9年3月31日時点で、補助対象となる物件に同居する者全員が満50歳未満の方 ・転入の直前に、岡山県外に1年以上住民票があった方 ・利用する住宅の賃貸借契約の名義人である方 ・1年以上岡山県外在住で、本市へ移住又は二地域居住される方（転勤、進学、結婚以外であること） ・官公庁から住宅に係る補助金や公的扶助を、企業等から住宅手当を受けていない方（補助期間の一部における受給を除く） ・暴力団構成員ではない方 ・岡山市税を滞納していない方	○家賃補助（上限月額37,500円） ○補助率1/2 ○期間：最長4か月
起業	スタートアップ支援拠点「ももスタ」運営事業	起業を志す方等を対象に「ももスタ」を運営。定期的にイベントやプログラムを開催し、スタートアップの創出・成長や地域におけるイノベーション創出を支援します。	○場所 ももスタ（岡山市北区駅前町一丁目8番18号1COTNICOT2階）
起業	開業総合支援サービス	開業・経営に必要な知識の習得や開業の事務手続きに関する個別相談等を行います ○対象 法人設立や個人事業主として開業を検討している方 ○概要 1. 開業に関する知識習得のためのオンライン講習 2. 経営等に関する知識習得のためのオンラインセミナー	2. 経営等に関する知識習得のためのオンラインセミナーは、特定創業支援等事業に該当します
起業	創業促進助成金	市内で新たに会社を設立される方を対象に創業促進助成金を交付します ○対象者 以下1～4の全ての条件を満たす方であること 1. 産業競争力強化法に基づき、岡山市が認定を受けた創業支援等事業計画に位置付けられた認定連携創業支援等事業者が実施した特定創業支援等事業による支援を受けるとともに、同事業による支援を受けたことを証する書類（特定創業支援事業報告書）を岡山市より受けた方 2. 新たに株式会社又は合同・合名・合資会社のいずれかを設立し、登記上の本店所在地を岡山市内に置き、その代表となる方であること 3. 会社の設立日が証明の発行日以降であること 4. 次のいずれにも該当しないこと ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する業種 イ 岡山市暴力団排除基本条例第2条第1号に規定する暴力団 ウ 岡山市暴力団排除基本条例第2条第2号に規定する暴力団員 エ 暴力団又は暴力団員と社会的非難されるべき関係を有している方	株式会社を設立された方：1社10万円 合同・合名・合資会社のいずれかを設立された方：1社5万円 ※複数の会社を設立された場合でも、最初に立ち上げられた1社のみが対象となります
起業	新規開業の際の資金 ①創業資金融資	新規開業等に際し資金を必要とされる方に融資を行っています。 ①創業資金融資 ・市内で新たに事業を開始する方、または市内で事業を開始してから5年を経過していない方 ②創業促進特別資金融資 以下のいずれも満たす方 ・市内で新たに事業を開始する方、または市内で事業を開始してから1年を経過していない方 ・特定創業支援等事業（開業時に必要となる経営、財務、人材育成、販路開拓等の分野について商工会議所や金融機関等の認定連携創業支援等事業者が習得を支援するもの）による支援を受けていること ※①の創業資金融資との同時申込みはできません 詳細な条件等については岡山市産業振興課までお問い合わせください。	①創業資金融資 ・限度額 1500万円 ・融資の期間 10年以内 ・利率 1.19% ・保証料 年0.7% ②創業促進特別資金融資 ・限度額 500万円 ・融資の期間 10年以内 ・利率 当初1年間0%、2年目以降1.19% ・保証料 年0.7%
	新規開業の際の資金 ②創業促進特別資金融資		

就農	新規就農者サポート事業	岡山県外から岡山市へ移住就農された新規就農者に対して、就農の初期投資を支援します。 ○対象者 下記のいずれかの者。 ・県外からの転入による新規参入者 岡山県外から岡山市内への移住後5年以内に、新たに農業経営を開始する、または、親(3親等以内の親族を含む。以下同じ。)の農業経営とは別に新たな部門を開始する就農形態で認定新規就農者(※)となった者 ・県外からのUターン後継者 岡山県外から岡山市内への移住後5年以内に、親の農業経営を継承する就農形態で認定新規就農者(※)となった者 ※認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法に基づき、岡山市から青年等就農計画(新たに農業経営を営もうとする青年等が、市町村基本構想に示された就農5年後の農業経営の目標に向けて、農業経営の基礎を確立しようとする計画)の認定を受けた方	○補助対象経費 ①国の事業(経営発展支援事業、または、初期投資促進事業)の採択を受けた農業用機械・施設・資材等取得、改良又はリース費 ②老朽化ハウス撤去費 ③農地賃料 ④大型特殊・けん引免許、または、その他資格取得費 ⑤研修費 ○補助率 ①対象事業費の1/8(上限 県外からの転入による新規参入者:125万円、県外からのUターン後継者:62.5万円) ②県外からの転入による新規参入者:対象事業費の3/4(上限 75万円) 県外からのUターン後継者:対象事業費の1/2(上限 50万円) ③対象事業費の1/2(上限 3万円) ④対象事業費の1/2(上限 5万円) ⑤対象事業費の1/2(上限 2万円)
住宅	岡山市移住サポート補助金中古住宅購入又はリフォームサポート	岡山市に移住される方を対象に、中古住宅の購入、リフォームの費用の一部を補助します。 ○対象者 ・令和9年3月31日時点で、補助対象となる物件に同居する者全員が満50歳未満の方 ・転入の直前に、岡山県外に1年以上住民票があった方 ・令和7年4月1日以降に岡山市に転入し、転入の直前に岡山県外に1年以上住民票があった方 ・実績報告日以降、2年以上岡山市に住む予定がある方 ・移住の理由が転勤、進学、結婚以外の方 ・暴力団構成員ではない方 ・岡山市税を滞納していない方	○中古住宅の購入費用、リフォームの工事費用、購入・リフォームに関連する附帯工事にかかった費用(購入・リフォームともに20万円、併用不可) ○補助率1/2
子育て	シルバー世代産前産後応援事業	研修を受けた60歳以上のシルバー世代(支援者)が、妊娠中や産後のお母さん(利用者)の家事や育児をサポートします。 ○対象者 市内在住で出産予定日の1か月前から出産日の5か月後までの妊産婦の方 ※以下の妊産婦の方は、出産予定日の1か月前から出産日の12か月後まで ・双子や三つ子などの多胎児の妊産婦の方 ・出産予定日において、5歳以下の子供(胎児を含む)が3人以上いる多子世帯の妊産婦の方	○利用料 550円/時間(支援内容によって別途実費をいただく場合あり) ○利用時間・回数 1回2時間まで(1日2回まで可)、期間内に合計30回まで ※多胎児・多子世帯の妊産婦の方は、期間内に合計65回まで ※原則として、年末年始(12月29日から1月3日)を除く8:00~19:00の間
子育て	こんにちは赤ちゃん事業	研修を受けた地域の愛育委員さんが絵本のプレゼントと、読み聞かせ・相談窓口などの子育て支援情報を持って、生後4か月ごろまでの赤ちゃんのお宅を訪問します。	
子育て	ファミリー・サポート・センター	子育ての援助をしてほしい方(依頼会員)と、援助をしたい方(提供会員)が会員になり、こどもの預かりや送迎について助け合う会員組織で、センターの職員が依頼会員に提供会員を紹介します。 ○依頼会員(子育ての援助をしてほしい方) 岡山市在住の方で、おおむね生後3か月から小学生の子どもをお持ちの方。 ○提供会員(子育ての援助をしたい方) 岡山市在住の方で、心身ともに健康な方。経験・資格は問いません。	○利用料金 ・平日の午前7時から午後7時までの利用:1時間700円 ・土日祝、平日の上記以外の時間での利用、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)の利用:1時間900円 ※交通費・おやつ代等別途実費が必要 会員登録費や会費は不要 ※2人目からは半額 ※一部依頼会員を対象に利用料金の助成制度があります。
その他	岡山市移住サポート補助金就職・転職サポート	UIターン希望者が岡山市内の企業等の面接又は2日以上インターンシップを受ける際の交通費の一部を補助 ○対象者 ・令和9年3月31日時点で満50歳未満の方 ・岡山県外在住の方 ・就職・転職活動の一環として、岡山市内の企業等の面接又は2日以上のインターンシップを岡山市内で受ける方※公務員試験は原則対象外 ・雇用形態が正規雇用となる方 ・面接会場まで鉄道、飛行機、高速乗合バスを往復利用する方 ・移住の理由が転勤、進学、結婚以外の方 ・暴力団構成員ではない方 ・岡山市税を滞納していない方	○鉄道・飛行機・高速乗合バス代の往復分の半額を補助(上限18,000円、下限2,000円) ○一人につき2回/年まで利用可能

その他	岡山市移住支援金事業	東京圏から岡山市に移住し、就業要件を満たす場合に補助金を交付 ○対象者 ・転入する直前10年間のうち通算5年以上、且つ直前に連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し東京23区内に通勤していた方 ・転入後3か月以上1年以内であり、5年以上岡山市に居住する意思がある方 ・次のいずれかの就業要件を満たす方 (1)岡山県が運営管理しているマッチングサイトの移住支援金対象求人に新規就業した3か月以上在職、5年以上継続して勤務する意思を有している方 (2)岡山県地域課題解決型起業支援事業実施要領に規定する起業支援金交付決定を受けて1年以内の方 (3)プロフェッショナル人材戦略拠点事業又は内閣府地方創生推進室が行う先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した方 (4)テレワークを利用し、自己の意思により移住される方 (5)関係人口として移住された方 ・暴力団構成員ではない方 ・岡山市税を滞納していない方	○単身で移住した世帯:60万円 (テレワークの場合:30万円) 2人以上で移住した世帯:100万円 (テレワークの場合:50万円) 18歳未満の世帯員1人につき30万円加算
-----	----------------------------	---	---